

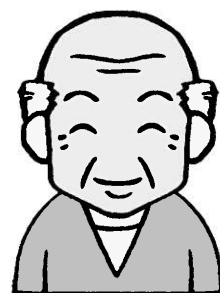
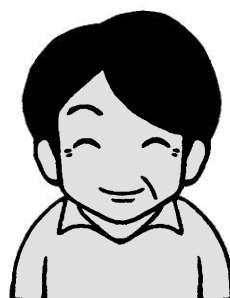
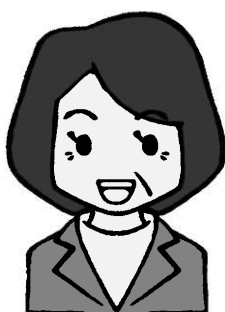
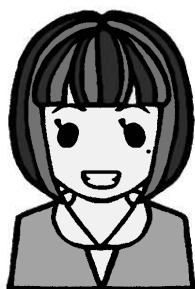
令和6年2月

豊田市の審議会等

委員募集要項

<応募締切り>令和6年2月27日（火）

豊田市のまちづくりについて
一緒に考えてみませんか？



- ・ 環境審議会
- ・ 市街地緑地保全審議会
- ・ 都市計画審議会
- ・ 文化芸術振興委員会
- ・ 美術館運営協議会
- ・ 博物館運営協議会
- ・ 男女共同参画推進懇話会
- ・ 民芸館運営協議会
- ・ 教育行政計画審議会
- ・ 生涯学習審議会

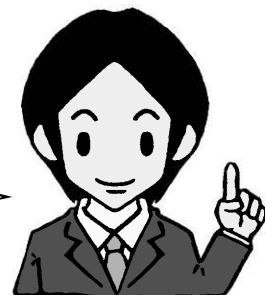
豊 田 市

●審議会って何だろう？



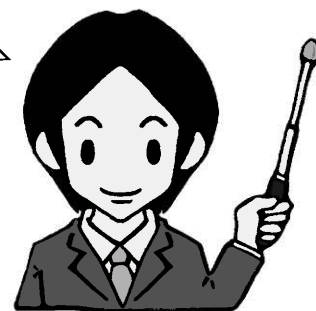
審議会とか言われても、一体何のことなのか
分からないわ…会議をするのかなという
イメージはあるけど…

確かに、難しいイメージが
あるかもしれませんね。

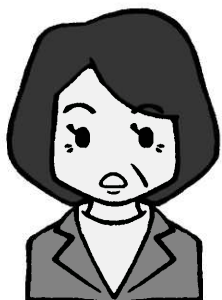


●審議会とは…

市の重要な施策や方針の決定にあたり、広く意見を求めるために
設置する組織です。メンバーは、市民公募委員のほかに、
学識経験者（大学教授など）、専門家、地域の代表者などが
いらっしゃいます。会議に出席していただき、それぞれの
立場から意見を言っていただきます。

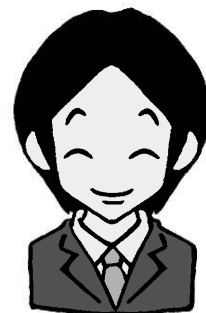


●会議はどのように開催されるの？



市の行っていることに対して、意見を言うことが
できるのね。でも、ちょっと難しそうだわ…
私にも出来るのかしら。

会議では、委員の皆さんが意見を言いやすいように、
資料作成をはじめとしてできるだけ分かりやすく
情報をお伝えするよう心掛けていますし、
思ったより身近な話題が多くあると思いますよ。



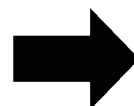
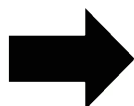
【会議のイメージ】

次年度、豊田市〇〇計画を
策定します。市民の立場から
の意見を聞かせてください！

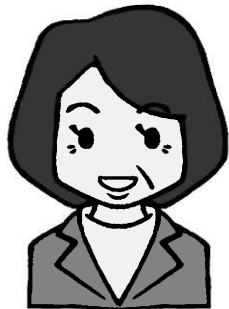
生活をしていると
●●のようなことを
感じます。

高齢者の立場
としては…

なるほど、市民の方は
このように考えている
のか…計画に生かして
いこう！

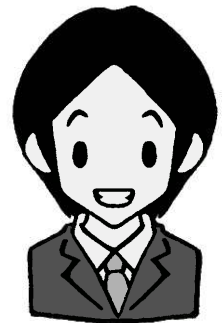


●会議の開催頻度や委員の任期は？



それなら私にも出来そう！
…でも、そんなに頻繁には
参加できないかもしれないわ

会議の頻度は概ね年間2～5回で、
委員のみなさんの予定に合わせて開催します。
また、任期は2～3年の会議が多いです。
ぜひ一度参加してみてください！

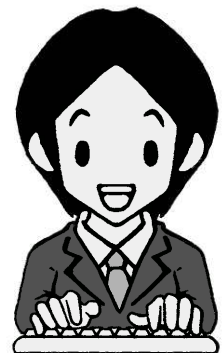


●どんな会議があるの？



よし、じゃあ一度やってみようかな！
どんな会議があるかはどうやって
知ることができるのかしら？

豊田市では、環境や教育、福祉など各分野に
わたって多くの審議会等が設置されています。
審議会等の一覧は、豊田市ホームページで
見ることができますよ。



豊田市のまちづくりについて

一緒に考えてみませんか？

今回委員を募集する審議会の概要と

具体的な応募方法などは次ページからをご覧ください



美術館運営協議会

～豊田市美術館の運営にあなたの
意見を生かしてみませんか～



1 公募の趣旨

市美術館は国内外の近・現代の芸術の流れを展望するにふさわしい作品を収集、展示する総合美術館として平成7年11月に開館しました。多くの皆様に支えられ、より大きな感動と満足を得ていただけるような美術館でありたいと、平成14年に運営協議会を設置しました。

「おしゃれでかっこいい、そして、親切で親しみやすい美術館」を目指し、引き続き市民のニーズ、市民意識に根ざしたご意見をいただくため、委員の改選にあたり、市民の皆様に委員の公募をします。

2 審議会等で話し合う事項

- ① 展覧会の計画、開催及び実績に関すること。
- ② 美術文化の普及（美術館のファンを増やす方策等）に関すること。
- ③ 施設利用及び美術館運営について必要と思われることに関すること。

3 委員の任期・会議の予定回数

- ・任期は2年です。（予定：令和6年7月～令和8年6月）
- ・年2回程度の会議に出席していただきます。（1回2時間程度）

4 応募資格

豊田市内に在住・在勤・在学（高校生を除く。）する18歳以上の人

5 公募人数

2人以内（総委員数は10人以内です。）

6 選考方法

応募用紙による書類選考

※課題：「豊田市美術館の運営に関する意見」（800字程度）

7 備 考

- ・原則として、平日に開催します。
- ・会議の出席に応じて報酬を支払います。

☐ ■ ☐ 問合せ 美術館（電話：0565-34-6748） ☐ ■ ☐

【 応 募 方 法 】

巻末の応募用紙を切り取り、必要事項を記入して担当課に直接持参するか、郵送又はFAX、Eメールで送付してください。

※ 応募用紙は、豊田市のホームページ（<https://www.city.toyota.aichi.jp/>）からダウンロードすることができます。

※ 募集期間における休業日：土曜日、日曜日及び祝日（美術館、とよた男女共同参画センター及び民芸館は月曜日）

【 応 募 締 切 り 】

令和6年2月27日（火）までに担当課へ御応募ください。（消印有効）

【 選 考 結 果 】

募集期間終了後、概ね1か月以内に、担当課から本人に郵送で通知します。

【 備 考 】

- ① 審議会等の会議は、原則として、公開（会議の傍聴）します。
- ② 当該審議会等は、条例により設置された市の附属機関（※1）です。
- ③ 審議会の委員は、非常勤特別職（※2）になります。
- ④ 原則として、他の審議会等（地域会議を除く。）の委員を兼ねることができません。
- ⑤ 原則として、委員の在任期間は連続2期までです。
- ⑥ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する人は応募することができません。
- ⑦ 応募内容に虚偽がある場合は無効とします。

（※1）法律又は条例の定めるところにより、執行機関（市長、教育委員会など）の内部部局のほかに、行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために市が設置する合議制の機関

* 今回の募集案件のうち、文化芸術振興委員会及び男女共同参画推進懇話会については、要綱により設置された懇談会（審議会に準じた機関）となります。

（※2）地方公務員法第3条に定める特別職の地方公務員

【 担 当 課 】

環境審議会 環境政策課

〒471-8501 西町3-60 / 電話: 34-6650 / FAX: 34-6759 /

Eメール: kansei@city.toyota.aichi.jp

市街地緑地保全審議会 公園緑地つかう課

〒471-8501 西町3-60 / 電話: 34-6621 / FAX: 34-4500

Eメール: kouen-tsukau@city.toyota.aichi.jp

都市計画審議会 都市計画課

〒471-8501 西町3-60 / 電話: 34-6620 / FAX: 32-3794 /

Eメール: toshikei@city.toyota.aichi.jp

文化芸術振興委員会 文化振興課

〒471-8501 西町3-60 / 電話: 34-6631 / FAX: 34-6766 /

Eメール: bunshin@city.toyota.aichi.jp

美術館運営協議会 美術館

〒471-0034 小坂本町8-5-1 / 電話: 34-6748 / FAX: 36-5103 /

Eメール: bijutsukan@city.toyota.aichi.jp

博物館運営協議会 博物館準備課

〒471-0034 小坂本町5-80 / 電話: 85-0900 / FAX: 85-0902 /

Eメール: hakubutsukan@city.toyota.aichi.jp

男女共同参画推進懇話会 とよた男女共同参画センター

〒471-0034 小坂本町1-25 / 電話: 31-7780 / FAX: 31-3270 /

Eメール: clover@city.toyota.aichi.jp

民芸館運営協議会 民芸館

〒470-0331 平戸橋町波岩86-100 / 電話: 45-4039 / FAX: 46-2588

Eメール: mingeikan@city.toyota.aichi.jp

教育行政計画審議会 教育政策課

〒471-8501 西町3-60 / 電話: 34-6658 / FAX: 34-6771 /

Eメール: kyouiku@city.toyota.aichi.jp

生涯学習審議会 市民活躍支援課

〒471-8501 西町3-60 / 電話: 34-6660 / FAX: 32-9779 /

Eメール: katsuyaku-shien@city.toyota.aichi.jp

応募用紙

年 月 日

申 込 者	氏 名	(フリガナ)		
	生年月日	年	月	日生〔 歳〕
	住 所	〒	—	連 絡 先
	勤務先又は学校名			
	上 記 の 住 所	〒	—	
			自宅電話番号 () —	
			勤務先等電話番号 () —	
応 募 先	※ 応募する審議会等の名称 1 つにチェックをお付けください。			
	☐ 環境審議会	☐ 博物館運営協議会		
	☐ 市街地緑地保全審議会	☐ 男女共同参画推進懇話会		
	☐ 都市計画審議会	☐ 民芸館運営協議会		
	☐ 文化芸術振興委員会	☐ 教育行政計画審議会		
	☐ 美術館運営協議会	☐ 生涯学習審議会		
応 募 動 機	※ 応募しようと思った理由を御記入ください。			
自 己 P R	※ あなたが自己啓発していること、ボランティア活動、自治区活動、これまでの仕事上の経験など自由に記入してください。			

※ 記入欄が足りない場合は、別の用紙に記入していただいてもかまいません。

※ 応募する審議会等に出されている「課題」について御記入ください。
(別の用紙を使用いただいてもかまいません。)

【課題】

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page. There is no handwriting or other markings on the paper.

※ 以下のアンケートに御協力ください。当てはまる番号を○で囲むか、必要事項を御記入ください。
(このアンケートは今後の参考とするものであり、公募委員の選考とは関係ありません。)

【問１】 審議会の公募に応募するのは、何回目ですか。

１. 初めて ２. ２回目 ３. ３回目 ４. その他（ 回目）

【問２】 審議会の公募情報は、どこで知りましたか。

１. 市ホームページ ２. 市役所の窓口 ３. 交流館の窓口 ４. 支所の窓口
５. 広報とよた ６. その他（ ）

【問３】 この応募用紙は、どこで入手しましたか。

１. 市ホームページ ２. 市役所の窓口 ３. 交流館の窓口 ４. 支所の窓口
５. その他（ ）

《お知らせ》 審議会委員の募集情報のメール配信サービスを行っています。メール配信を希望される方は、以下のとおり、ご自身のメールアドレスからgyoukaku@city.toyota.aichi.jpまでメールを送ってください。＜件名：審議会委員の募集情報配信希望＞

【問 1】 審議会の公募に応募するのは、何回目ですか。

1. 初めて 2. 2度目 3. 3度目 4. その他 (度目)

【問2】 審議会の公募情報は、どこで知りましたか。

1. 市ホームページ 2. 市役所の窓口 3. 交流館の窓口 4. 支所の窓口
5. 広報とよた 6. その他（ ）

【問3】この応募用紙は、どこで入手しましたか。

1. 市ホームページ 2. 市役所の窓口 3. 交流館の窓口 4. 支所の窓口
5. その他 ()

《お知らせ》 審議会委員の募集情報のメール配信サービスを行っています。メール配信を希望される方は、以下のとおり、ご自身のメールアドレスからgyoukaku@city.toyota.aichi.jpまでメールを送ってください。〈件名：審議会委員の募集情報配信希望〉